

独立行政法人農業生物資源研究所 コンプライアンス基本方針

第1 目的

この基本方針は、独立行政法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）における役職員等のコンプライアンスの推進のための基本的事項を定めることを目的とする。

第2 研究所におけるコンプライアンスとは

「研究所におけるコンプライアンス」とは、役職員等が法令並びに研究所の憲章、行動規範、各種規程等さらには社会的倫理及び規範等を遵守し、高い倫理感と社会的良識を持って行動することをいう。

第3 研究所におけるコンプライアンスへの取組

1 研究所におけるコンプライアンスの基本的考え方

農業分野の先端的生命科学研究を担う研究所として、社会から高い信頼性を得てその責任を果たすためには、一般の民間組織以上にコンプライアンスの徹底が求められており、社会的信頼を損ねることのないよう健全な組織運営を行うため、不断の努力を重ねていく必要がある。

2 役職員等のコンプライアンスに対する責務

役職員等は、公正・誠実な行動を徹底し、社会から高い信頼性を得るとともに、研究所の責任を果たすことを常に念頭におき、コンプライアンスを実践するものとする。

3 憲章、行動規範の周知・徹底とその他各種規程等の整備

「憲章」、「行動規範」の周知・徹底を図るとともに、役職員等がコンプライアンスを実践する上で必要となる関係規程等を整備する。

4 コンプライアンス・リスク管理委員会の設置

役職員等がコンプライアンスを確実に実践することを推進するため、研究所にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する次に掲げる事項について審議等し、必要な提言、勧告を行う。

- (1) コンプライアンスの推進に係る基本計画に関する事項
- (2) コンプライアンスの実践及び推進状況に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

5 通報窓口の設置

通報者の保護制度を確立し、コンプライアンスに関する問題等を早期に把握できるようにするため、通報窓口を設置する。

6 相談窓口の設置

職員等からのコンプライアンスに関する相談に応じ、その問題の解決を図るため、相談窓口を設置する。

7 コンプライアンスの啓発・教育の実施

コンプライアンスの推進・徹底を図るため、研修、教育等を実施するとともに、必要に応じて啓発資料の配布等を行う。

8 コンプライアンスの推進状況の点検

研究所におけるコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンスの推進状況の点検を行う。

9 点検結果に基づく改善

コンプライアンスを推進する上で必要があるときは、コンプライアンスの推進状況の点検結果に基づいて必要な改善を行う。

第4 その他

この基本方針に定めるもののほか、研究所におけるコンプライアンスに関し必要な事項は、別に規程等で定める。

